

第2回 加古川市上下水道事業運営審議会 会議録

- 日 時 平成30年6月7日(木) 午後2時00分から午後4時40分
- 場 所 加古川市水道庁舎4階 441会議室
- 出席者
- 委員(五十音順)
足立委員、田端委員、檀委員、原委員、樋口委員、松本委員、八代醒委員
 - 事務局
山本上下水道事業管理者、池澤局長、岸本次長、
中務参事(技術担当)、植田経営管理課長、井上配水課長、
藤村施設課長、岡崎経営管理課副課長、
西澤お客さまセンター担当副課長、吉田経営管理課管理係長、
川上経営管理課経営係長、辰巳経営管理課経営担当係長、
樽尾経営管理課お客さまサービス係長、
松村経営管理課管理係主査、石原経営管理課管理係書記、
株式会社日水コン社員2名

■次 第

- 1 開会
- 2 事務局紹介
- 3 議事
 - (1) 下水道使用料にかかる生活保護減免制度の廃止について
 - (2) 「新水道ビジョン」の策定について
- 4 閉 会

■配付資料

- 1 次第
- 2 加古川市上下水道事業運営審議会(第2回)資料1から資料4
- 3 加古川市上下水道事業運営審議会スケジュール(予定)

■傍聴人の数 0人

■議事要旨

- 1 開会
- 2 事務局紹介

3 議事

(1) 下水道使用料にかかる生活保護減免制度の廃止について

会 長：本日の傍聴人の確認をお願いいたします。

事務局：本日の傍聴人は0人です。

会 長：本日の傍聴人は0人ということでございます。では次第に沿って進めてまいります。「下水道使用料にかかる生活保護減免制度の廃止について」ということで資料のご説明を事務局の方からお願いしたいと思います。

事務局：今回お配りしております資料の説明の前に、前回の運営審議会の内容について、簡単に説明させていただきます。前回の運営審議会では、「減免制度導入の背景」「生活保護減免の状況」「兵庫県内他市の状況」「廃止の理由」等について説明させていただきました。また、質疑におきまして、委員の皆様より「保護費の給付状況について」あるいは「全国の減免制度の状況について」確認してほしい、とのご意見をいただいております。これらを踏まえまして、説明をさせていただきます。

それでは、お配りしております「第2回加古川市上下水道事業運営審議会資料 1『下水道使用料にかかる生活保護減免制度の廃止について』」の資料1ページ目をご覧ください。まず、生活保護のあらましについてご説明いたします。生活保護制度は日本国憲法第25条に規定する理念に基づいて、「病気やケガで働けなくなった」「一家を支えていた働き手の死亡により収入が無くなった」「働いて得た収入だけでは生活できない」等、様々な事情によって生活に困窮している世帯に対して国が最低限度の生活を保障するとともに、自立して生活できるように支援することを目的とした制度でございます。生活保護は、「資産の活用」「能力の活用」「他の法律・制度を優先して利用」することを要件としており、さらに、親子・兄弟姉妹などの「扶養義務者からの援助」があれば、そちらを生活保護に優先させる等、資産や能力に応じて最善の努力をしてもなお生活ができない場合に、はじめて保護が適用される制度となっています。続きまして2ページをご覧ください。支給される保護費についてご説明いたします。生活保護は厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が支給されます。保護費の種類としては、「生活扶助」「住宅扶助」「教育扶助」「医療扶助」「介護扶助」「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の8種類の扶助に分けられ、生活を営む上で必要な各種費用に対応して支給されます。続きまして3ページをご覧ください。下水道使用料は日常生活に必要な費用である生活扶助に含まれることから、生活扶助とその金額についてご説明いたします。モデルケースとして、年齢が33歳・29歳の夫婦と4歳の子供の「夫婦と子供1人世帯」、68歳の「高齢者単身世帯」、68歳と65歳の「高齢者夫婦世帯」、30歳と4歳の子供の「母子2人世帯」について記載して

おります。扶助額については、今年10月から段階的に見直しが予定されております。見直し前の支給額は、「夫婦と子供1人世帯」は141,000円、「高齢者単身世帯」は70,450円、「高齢者夫婦世帯」は105,240円、「母子2人世帯」は128,970円となります。これに対して施行1年目の見直し後の支給額は、「夫婦と子供1人世帯」は142,420円、「高齢者単身世帯」は69,820円、「高齢者夫婦世帯」は107,040円、「母子2人世帯」は132,220円となります。従いまして、見直し前と見直し後の差額は、「夫婦と子供1人世帯」「高齢者夫婦世帯」「母子2人世帯」はそれぞれ1,420円、1,800円、3,250円の増加となり、「高齢者単身世帯」では、630円の減少となっています。なお、この度の見直しでは緩和措置として現行の基準額からの減額幅を5%以内に止めるとともに、3年間をかけて段階的に施行することとなっています。続きまして4ページをご覧ください。下水道使用料負担額についてご説明いたします。負担額については、前回の運営審議会においてはご質問に回答する形で口頭にてご説明いたしましたが、今回改めて資料に記載させていただきました。生活保護減免制度が廃止された場合の生活保護受給者に負担していただくこととなる下水道使用料の平均負担額について平成28年度決算をもとに試算すると、1世帯当月額1,461円(税込)となります。なお、加古川市の場合、下水道使用料の請求は水道料金と合わせて2カ月に1度となっておりますので、使用水量といたしましては、2カ月で約25m³の排除量に対して、約3,000円程度の請求をさせていただくこととなります。続きまして5ページをご覧ください。生活保護減免の全国状況についてご説明いたします。前回の運営審議会でもいただいたご意見等に基づき、平成29年12月に全国の施行時特例市に照会を行いました。その結果、施行時特例市36市のうち、加古川市を含む10市(約28%)が生活保護受給者に対する下水道使用料の減免制度を有しています。全額免除を行っているのは、加古川市のほか、茨城県つくば市、神奈川県平塚市、同県厚木市、同県大和市、三重県四日市市、大阪府八尾市の7市で、一部免除を行っているのは埼玉県草加市、同県春日部市、兵庫県宝塚市の3市となっています。一方、減免制度を有していない市は26市(約72%)ありました。このうち大阪府寝屋川市、兵庫県明石市、神奈川県小田原市、同県茅ヶ崎市は、以前に有していた減免制度を現在は廃止しています。廃止の理由については、二重給付の解消や行政改革によるもの、となっています。また、今後減免制度の廃止を予定している市が2市ありましたが、減免制度の新設や制度の拡充を予定している自治体はありませんでした。資料の説明としては以上となりますが、委員の皆様におかれましては、減免制度の廃止理由である「同一経費に対する二重給付の問題」「受益者負担の原則に反した減免制度の問題」について、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会長：ありがとうございました。前回もこのテーマを出させていただきましたが、1回では話が難しいだろうということで、本日に持ち越している部分もごさいます。

先ほどご説明がございましたように、前回、他の自治体の事情であったり、実際の負担額がどれくらいであるのか、といったご質問がございましたので、それにご回答いただいたというところかと思えます。いずれにいたしましても、この第1号議案といいますのは、市民に対しても大きな影響を与える部分でもございますので、慎重審議が必要だろうということで私の方で見ておりますし、事務局の方もそのようなお考えでこのような資料をご用意いただいているということでもあります。今、ご説明がありましたところにつきまして、あるいは前回のところでも結構でございますけれども、何かご質問、ご意見等があればと思えますが、いかがでございますでしょうか。先ほどの原則的なところで、これも前回お話があったと思うのですが、いわゆる生活扶助の中に光熱水費が入っている、その中に実は下水道加算もあるというようなことを考えるならば、減免することは二重にお支払いすることになる、このようなことが廃止理由であったわけですが、これ以外でも他の自治体の状況も今日お話があったということもございます。

委員：確認事項と質問事項が1つずつあります。私の方もわからない点がありますので勉強させていただけたらと思えます。まず、今回、ご用意いただきました資料の2ページの中に光熱水費が含まれて生活扶助が計算されているというのがまず前提であると思えます。そのうえで今回、3ページ、平成30年10月から段階的に見直しを予定している、と。これは減免を廃止するのに伴って見直しをしていくなかで緩和策として3年間かけて5%以内で計算していく、という形で受け止めたのですが、その際に当然、差額分等見直し後の金額が明記されておりますけれども、この3年で段階的に値は変わるかどうか、それがまず1点目確認したいです。あと、既に生活扶助の中で光熱水費が入っているにも関わらず、今回の廃止に伴って下水道関係については手厚く加算されている、そういう風に受け止めて良いのかどうか、これが2点目です。3点目としまして、今回、下水道使用料月額1,461円ということですが、これが一か月当たりの金額、この1,461円に対して3ページの最低生活費の試算の中で夫婦一世帯1,420円の差額分が加算されるであろう、だからほぼほぼフォローします、高齢者単身世帯についてはマイナスですので、若干ここは負担になってくるであろう、68歳と65歳の高齢者世帯に関しましては1,461円を上回る1,800円、母子二世帯についてはさらに上回る3,250円です、という形で受け止めていいかどうか、私が資料をミスリーディングしていないかどうか確認をしたいと思えますので、3点ほどお願いできたらと思えます。

会長：よろしいでしょうか。まず1点目が3年間の緩和措置の間に、これは金額の話、金額が変わるかどうかということですが、まずお願いします。

事務局：順番にご説明します。まず1点目、3年をかけてという話ですが、これは国の生活保護の制度自体がこのような規定を設けていて3年をかけてということもございます。先ほど説明させていただいた内容というのは、初年度である今年10月の

増減についての説明ということでございます。それぞれ31年10月、32年10月、それぞれのタイミングに改正があるわけですが、それぞれのタイミングによってそれぞれの計算方法に基づいた内容で改正される予定となっております。現行で想定されている内容から言いますと、今回の表の額がそれぞれ次回の改訂で2倍、その次に3倍と改定されるのではなかろうか、という内容になっております。続いて2点目ですけれども、生活保護世帯に対して下水道使用料が手厚く給付されておられるのか、という内容に関しましては、加古川市における導入経緯はかなり調べましたが不明です、という説明を前回させていただきました。ただ、現在の基準に照らし合わせますと、やはりある意味二重給付になっているというか、現行の加古川市の制度ですと、生活保護を受給されておられる方に下水道使用料を改めて減額していくということが、現実的に他市の減免制度がない自治体と比べますと、手厚い状態となっていると認識しております。

委員：額面で見ても手厚いということですね。

事務局：今のお話の前提としてですが、この生活扶助、例えばこの3ページの金額の増減といたしますのは、今回生活保護制度が改定されたということで、下水の減免制度の有無に関わらず、高齢者の単身世帯であれば見直し後は630円減少するということが前提ですので、この金額、69,820円から今は減免制度がありますので下水道料金をお支払いいただいてないですけれども、我々が廃止を行うとなりましたら630円減額となりますけれども、減免制度廃止になりますので、負担が1世帯当たり1か月1,400円ほど増えるという形になりますので、まず、3ページの最低生活費の試算というのはあくまでもこのたびの生活保護制度がこのような形が変わりますというということです。

委員：これは国の制度、ということですね。分かりました。

事務局：そうです。その見直し前は、これは生活保護世帯のモデルケースですが、モデルケースが例えば夫婦子供一人世帯の場合については、141,000円ほど給付があります。高齢者の単身世帯であれば7万円ほどの給付があるというのが今度の10月から改正になりますが、30年10月からはそれぞれ見直し後の金額に改定になります。

委員：分かりました。そうしたら見直し後が142,420円になるであろう、そこに今回の下水道使用料の免除が無くなりますので、月額1,461円の負担が増えるということですね。高齢者世帯に関してはそもそも施策の中で減ってしまう、それに1,461円が加算されてくるので、若干負担が増えるであろうということですね。

会長：ほかに、いかがでしょうか。先ほどご質問がありましたように、生活保護制度、今これはモデルケースで計算されていまして、実際はかなりいろいろ違います。世帯によって。高齢者の場合は国民年金がある程度前提にされている上で、ただ年金額も国民年金だと低い方は非常に低い前提でされていますから、実はこれはモデルケースが68歳は必ずこうあるか、という、それはかなり違うと思います。

ですからあくまでもモデルケース、ということですが、ただひとつ懸念されますのは、この68歳というのが男性か女性かによっても年金額が変わってきますので、例えば女性高齢単身者が多くなっていく中で、この女性高齢単身者にとってみれば、生活保護費は減るわ、下水道負担は増えるわという可能性がない訳ではない、というところがちょっと懸念されるということなので、これをモデルケースに出していただいているということかと思えます。それから夫婦世帯については制度改正の中で、年金をもらう世代ではないですので、やはり立ち直りのためにといいことで手厚くしておりますから、そういった金額があるので、逆にいうと1,460円に増えたとしても、何とかこの辺りの世帯であれば負担感は小さいかと、こういうモデルを出させていただいているということでもかなり違うと思えます。ですから子供がいる・いないで金額が変わってきます。母子加算の分があったりしますので、かなり金額が変わってきますので、これはあくまでもモデルケースだということです。他にいかがでしょうか。特に先ほど言ったように単身高齢者の世帯の生活保護受給者が増えている状況でございます。これはやはり年金というのが大きな問題で、特に国民年金だけではなかなか生活が難しいというようなことが言われつつあります。そういった中であって先ほど言ったようにここに直撃しかねないという懸念があるということをお前提に、ご意見賜ればというように思いますがいかがでしょうか。

委員：私も68歳の単身世帯だったら外へ出て行ってあまり家にいないのに、水道はあまり使わないのに、これは生活保護のことですよ。

会長：あくまでもこの金額はモデルと申していただいて。

委員：差がいろいろあるから、単身者、高齢者でも元気な人は元気で、お金もいっぱい持っているだろうから、色々あると思って。

会長：ただ今回は生活保護を受けておられる方への影響がどの程度かということで、数字を出していただいたということです。

委員：逆に言えば、高齢者の中で対象となる人達はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

事務局：加古川市上下水道局の方で減免をさせていただいております生活保護受給者の方に対して、高齢者の単身世帯の方は全体の約43%の方が該当します。

会長：件数的には何件ぐらいですか。

事務局：全体で1,073件のうち466世帯、パーセントにして約43.4%です。高齢者以外の単身世帯に関しましては、344世帯おられます。パーセントにいたしますと、およそ32%の方が該当いたします。続きまして二人世帯の割合が約17%、三人世帯の方で39件、3.5%、四人世帯で25件、2.3%、以下五人世帯で10件、約1%という構成になっております。ですので、前回もご指摘がありましたが、高齢者のお一人世帯の割合というのが圧倒的に多い状況だということが実証されているとい

う形になっています。

会 長：他に何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

委 員：今の件数はお話があったとおりでと思いますが私が個人的に思いますのは、件数よりも収入で減免されていたので支払うのが非常に苦しい、というような方に対しての支援みたいなものはあるのでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいのですが。本当に皆さん苦しいわけですので。

事務局：下水道の使用料の算定につきましては、水道の使用量をもとにその水量を下水道の使用量・排除量として請求させていただき、という仕組みになっております。

委 員：基本料がありますよね。水道の使用をあまりしないけれども、基本使用量よりもっと少なく使用している方もいらっしゃるのではないかと思います。できるだけ少なく、水道料金を減らしたい、あるいは下水道使用料を減らしたいという場合でも、基本料金は支払わないといけないということはあるのではないかと、という気はするのですが。

事務局：加古川市の場合も基本料金、水道料金、それから下水道使用料の基本料金がありますが、それを超える分に関して、従量制で料金がかかるというようになっていきます。ですので、生活保護受給者の方でお支払い能力が厳しいという方に関しましては、一つの方策としては、水道の使用等をできるだけ節約していただくこと等によって水道料金の金額も抑えることができますし、下水道の使用料は上水道の使用料に連動しているわけですので、下水道の使用料に関しても、できる範囲で節約をしていただいて費用を抑えていただいて、というようなアドバイスであったり、指導等を含めてさせていただくということは上下水道局としてもやっていかないといけない施策なのかな、というようには思います。

会 長：基本料金に差をつけるのはなかなか難しく、税金との違いはここですね。税金であれば、いわゆる所得に応じて累進課税というのがありますが、いわゆるチャージというものは課税ではなくサービス料を取るの実はそれはなかなか難しいというのが言われているところで、そういう意味ではおそらくひとつの考え方としては、基本料金で差をつけるというのがあるのかもしれませんが、それはなかなかできないというのが現状だと思います。先ほどご説明があった従量制の部分で節約してくださいというのも、一人暮らしの方は委員からもありましたがあまり使わないので、大体基本料金で収まる方が多い。それが厳しいという場合の対応がなかなか難しいと、現在のところは資料 3 ページにございますように 3 年間の緩和措置で激変緩和をとるので、単価を減らすというのがあくまで今出されている案ですけれども、私が先ほど言ったような基本料金で差をつけるというのは難しいですけれども、そういう規則がおありだと思うのですが。

事務局：そうですね。水道料金は計算する方程式がありまして、固定的に必要なものと、それ以外のものでも算定していった結果、今の料金が決まっておりますので、そこ

からすると、基本料金に段階的な差をつけるという制度はなかなか難しい。

会 長：委員がおっしゃりたいのは、その辺りかと思っていたのですが。

委 員：今何人かという件数は分かりましたが、本当に具体的に生活が苦しいという方に、他の何かの制度や支援というのはあるのでしょうか。

会 長：生活保護はある種最後の手段であって、それ以前の段階でいわゆる生活困窮者自立支援だとか制度がございますけれども、これはなかなか福祉の分野になりますけれども。

委 員：難しいということであればこれは難しいと思います。

委 員：逆に言えば、未納者といえますか、例えば生活保護受給者には該当しないですが、低所得者、ワーキングプアといわれているような 200 万、300 万程度の方々に、場合によっては未納とされている問題はこちらでは問題ないのでしょうか。

事務局：所得によって未納かどうかというのは、われわれはデータとしてその方の所得を見ることはできませんので、どのような形の生活水準なのかというのは分かりかねます。

委 員：未納者の有無は。

事務局：未納者はあります。未納されている方は水道料金の徴収率が 99%台ですから、それほど多数ではありませんがやはり未納の方はいらっしゃいます。

委 員：ただそれは、所得が原因かどうかは分からないのですね。

事務局：理由が所得だけでなく、所得があっても借金がある、事業で多額の負債を抱えているという方は未納になります。必ずしも低所得の方が未納になるというわけではない。

委 員：99%ということで1%が未納の方ということですか。

事務局：水道の場合は 99%台でかなり高い。

委 員：保育料なんかだと、とりっぱぐれがあるのですけれども、水道はとりっぱぐれがあまりないのですね。

委 員：もう一つ、一部免除基本料金 1/2 という減免の仕方がありますが、この水道料金につきましては料金格差がありますよね。各市町村、自治体といったような、場所によって料金格差があると思うのですが、こちらの方に一部免除を行った埼玉県草加市、こちらは料金はどれくらいでしょうか。言い換えるならば、もともとの料金があまりにも高いから、いくらなんでもそれを丸々払わせるのは難しいから一部免除で 1/2 にしたというような経緯があるのか、それとも別の経緯があるのかそれが知りたいです。

事務局：今回照会をさせていただきました減免制度のある自治体についての金額までの照会というところまではまだしておりません。ただ、仰っていただきました、現に減免制度のある自治体はなぜ現在も制度があるのですかという照会を改めてさせていただきますところですよ。ひとつの自治体から明確にありましたのは、国の消費

税の導入にあたって、生活困窮者の方の負担を和らげるために導入をしているというように明確に回答があった以外の自治体に関しては、合併によって各市町の制度を精査して結果として残っている、あるいは、加古川と同じように、下水道の事業を開始した当時から、困窮者の負担を軽減するためという理由で設定していますというような回答がありましたが、どちらかといいますと、以前からあります、明確な理由は今となっては分からないんですというような回答が多いというのが現状です。下水道使用料が高いところといいますと、県内では篠山市とか豊岡市とか北部の方が高いですけれども、そこが減免をしているかという減免をしていないので、必ずしも金額が高いから減免をしているということではなく、やはり過去からの経緯といったものが影響していると思います。

委員：分かりました。下水道に関しましては、料金設定は上水道よりも上げられないということで、大体二か月に1回 3,000 円ぐらいを目安に分散させているというのは国の方もおっしゃっていました。

会長：ありがとうございます。他に何かご意見・ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますが。まだご意見を頂いていない方からも是非ともお願いをしたいんですけれども。

委員：他の市につきましても廃止の理由については二重給付の解消というのが出ていますが、このたびはあくまでも下水道の分についてということですが、加古川市全体として見た場合、生活保護を受けておられる方が例えば医療費が要らないとか、他にもそういった制度もあるんじゃないかと思うのですが、そういった部分に関しても今後市としては手を付けていくという動きなのかどうか、いかがでしょうか。今回の本論とは少しずれるかもしれませんが。

会長：要するに今後の生活負担が増えるか増えないかの問題にも関わる話ですね。

事務局：さしあたって、ということで申し上げますと、下水道の使用料と同じような意味合いで、汚水の処理費用で下水道の普及していない地域に関してはし尿の汲み取り手数料を頂いています。そのし尿の汲み取り手数料に関しても、生活保護を受給しておられる世帯は 100%減免が制度上ありますので、今回の下水道の使用料と同じく、二重給付の解消という意味で、結果どうなるかわからない部分もありますが、担当部署である環境部と調整を図りながら、進めていくという状況でございます。二重給付ということに関しては、確認はこちらの方でさせていただいておりますけれども、特にそういった事例が確認できているわけではありませんで、それ以外でも何か具体的に減免制度を廃止するとか、費用負担を新たに求めるとかというようなことは特にはないのではないかと思います。

会長：いわゆる 8 種類扶助に関しては、これはきちんと制度で決まっていますから、この医療費の部分をとというのはあり得ないというわけで、先ほどありました、生活扶助に掛かる部分で二重給付になっている部分があるとすれば先ほどおっしゃ

られた汚水の処理ぐらいだということですね。他は無いということによろしいですか。

委員：上水道はどうですか。

事務局：水道料金は現在の生活保護受給者の方に特に減免をしているわけではなく、現に請求をし、お支払いいただいているという現状です。

会長：今まで上下水が分かれていたのが上水はとっていたということですね。ありがとうございます。他にご意見等ございますか。議論の行方からしますとなかなか個別にみていくと負担が大きいのではないかと、というご懸念があるというのは皆さんの共通するところではないかと、という一方で、先ほど言ったように二重給付の解消というところはやはりどうしても避けられないのかな、というのが感じるところでございます。激変緩和措置が3年間あるということですが、これは延長する、例えば5年間かけるとか考えてはないですか。

事務局：実は3年ということに関しても何らかの対応が必要だということは考えていますが、それが3年になるか5年になるかというところを具体的にお話しできる段階、何か持っているということではありません。

会長：3年というのは今後いわゆる生活保護に見直しがあることを前提にということですか。

事務局：基本的に3年間という話はあくまでもこの生活保護制度の改定が段階的に3年間で改正されるということをお知らせしているものです。会長が仰っているのは我々の減免制度自体を同じような形で段階的に廃止するというか生活困窮者の方に対しての減免制度というのは提言措置ですのでそういったものを廃止するにあたって段階的にするという考えはないのかというお話だと思うのですが、先ほども話題に挙がりましたが、我々が現在減免しているのが1,070世帯ほどの方になります。そのうち例えば高齢者の単身世帯の方は、先ほど申し上げたように40%を超えております。今回そういった高齢者の単身世帯の生活保護費が加古川市においては減少に転じる可能性があるというようなこともありますので、そういったことからすると、生活保護費自体が軽減負担のために3年間をかけて減るところは減らず、増えるところもあると思いますけれども3年間かけて対応していくということと、先ほど申し上げた高齢者の単身世帯が加古川市の場合は40%を少し超えているということを勘案しますと、我々も段階的な、3年間か何年間か具体的に申し上げられませんが、段階的な廃止によって高齢者の単身世帯に対して軽減負担につながるというように考えられますので、そのあたりを検討してまいりたいと思います。ただし、あくまでもこれは二重給付の解消ということでございますので、この制度自体は廃止ということで、我々の判断としては正しい判断と考えておりますけれども、そういった生活困窮者に対する制度の廃止ということも含めると、そういった段階的な廃止が必要であると感じておりますので、

そのあたりは局の方で検討させていただきたいというように考えております。

委員：この場で議論というのはもちろんよろしいのですが、決めるのは議会の方で決めるのですか。それとももう決まっているというように考えてよろしいのですか。

事務局：そもそもこの廃止については、まずはこの審議会でご意見を頂いて、そのご意見に基づいて我々が最終的に決定させていただくという形です。

委員：条例ではない？

事務局：条例ではありません。二重給付という問題もありますので、他市におきましても廃止の方向の流れがございますので、廃止をしていこうと思っておりますが、私どもの判断だけでそれが正しいのかどうかということで、今回委員の皆さんにご意見を伺って、その中でご意見があればそれを反映していこうと考えています。

会長：原則的にはやはり、特に課税もそうですが、平等性公平性というのは問われるところで、先ほど申しましたように生活扶助の中には、光熱水費の中には、水道や下水が入っていると、上水に関してはすでに入っていることを前提に対応をしているというのを考えるならば廃止というのは一つの方法だと。ただ私としてはそうした懸念もあるので、特に委員がおっしゃった高齢の方へのご懸念もあるので激変緩和措置がとれるのではないかとというのは一つの方策というのが考えられるんじゃないかというところがございます。

委員：会長がおっしゃった内容がそのままなんですけれども、実際に3ページの69,820円という金額は通常高齢者の年齢に該当するであろう、高齢者の最低生活費を見た場合には著しく低い値であります。けれども冒頭におっしゃったように年金ですよ、年金との比較でどうしても年金より上回ってしまうのはおかしいのではないかと、通常働いていてやつの思いで年金をもらっているような人たちと違って、若干タダでもらっているとは言い難いですが、何分その金額より上回るような生活扶助の受給はおかしく、なおかつ住宅扶助もあります、医療扶助もあります、介護扶助もあります、生業扶助もあります、という他の扶助があつての69,820円があるゆえに、結果としてどうなのかというのは、本当にこれは議論が尽きないと思います。ただその見方を最終的に決断するというのが、1,461円の負担をどう見るかということ、すごく苦しい内容かな、というのが感想です。

事務局：1,461円は全部の平均です。高齢者世帯の方は多分はこれより少ないので実際はこれよりかなり少なくなると思います。

会長：みなさんからご意見を伺ったところがございますが、皆さんのご意見をまとめさせていただきましたが、廃止ということについてはご了解いただくということで答申をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：(異議なし)

会長：なお、激変緩和措置とかそういったことについては要検討ということで意見を述べさせていただくという形で上下水道事業管理者に答申するという形でいたしま

す。どうもありがとうございます。

(2)「新水道ビジョン」の策定について

会 長：それでは次の議題に入らせていただきたいと思います。議事の2番目でございますが、新水道ビジョンの策定になります。資料の説明を事務局からお願いいたします。

事務局：それではまず本題に入る前に水道ビジョンの全体的なスケジュールを説明させていただきます。資料横長の、加古川市上下水道事業運営審議会スケジュールをご覧ください。昨年度開催した際にご案内している開催回数から大きく変更しておりますのでご説明させていただきます。まず本日6月7日が第2回の開催となっております。本日の内容につきましては新しい水道ビジョンの根幹となる基本理念・施策体系についてご説明いたします。次回第3回につきましては7月下旬に予定しております。下水道ビジョンも合わせて同時に策定しておりますので下水道ビジョンの根幹となる基本理念・施策体系についてご説明させていただいております。第4回につきましては8月下旬を予定しております。水道ビジョンの具体的な施策、具体的な内容についてご審議いただく予定としております。第5回につきましては10月上旬を予定しております。今度は下水道ビジョンの具体的な施策、具体的な内容についてご審議いただく予定としております。第6回につきましては11月中旬を予定しております。水道ビジョン・下水道ビジョン共にご審議いただきました内容を基に、素案のご報告を予定しております。12月に入りましたら、主に市民の方から策定した内容につきましてご意見をいただくパブリックコメントを実施いたしまして、最終的に31年3月の中旬ごろに予定しております第7回につきましては、パブリックコメントでいただいたご意見を反映したものを最終案のご報告といたしましてご審議いただく予定としております。当初ご案内しておりましたスケジュールが大きく変更となっております。委員の皆様におかれましては、公私共にご多忙のところ大変恐縮ですが、審議会の日程調整及びご出席を何とぞよろしくお願い申し上げます。以上でスケジュールの変更点についてご案内とさせていただきます。

それでは、資料、本題のほうに入っております。まず資料の確認ですが、お手元資料2・3・4とありまして、資料2が水道事業における現状と課題、資料3が将来の事業環境、資料4が新たな水道ビジョンの基本理念、となっております。お手元の資料はお揃いでしょうか。大丈夫でしょうか。では資料2の水道事業における現状と課題からご説明させていただきます。

現状と課題を分析する手法として、P I という水道事業で算出する指標を用い、指標の経年変化を捉える定量的分析と、数値化による分析ではなく水道事業を担

当する各課から現状と課題について報告してもらった定性的分析、以上2つの方法から課題を整理しています。

1ページをご覧ください。まずP Iについての説明ですが、日本水道協会が定めた水道サービスに関する規格で、水道事業の様々な内容を数値化するものです。数値を類似事業体と比較したうえで、加古川市水道事業の立ち位置を客観的に把握するものです。

2ページをご覧ください。今回の分析時に比較する類似事業体として、給水人口20万人から30万人で主な水源種別が表流水の団体を全国から抽出した結果、6団体が該当しますので、それらの団体の平均値との比較を行います。

また、比較をするにあたり、平成25年3月に厚生労働省が策定した新水道ビジョンにおいて水道の理想像として、水道水の安全の確保を『安全』、確実な給水の確保を『強靱』、供給体制の持続性の確保を『持続』と、3つの観点で提示しています。それらの3つの区分に沿って課題を整理しております。

まず、『安全』に関する個別の項目からP Iの分析結果を見ていきたいと思えます。なお、P Iに関しては項目数が多いため、抜粋して説明いたします。4ページをご覧ください。グラフ右上A102の最大カビ臭物質濃度水質基準比率ですが、こちらは水道のカビ臭の原因となる物質の濃度が水質基準値中にどの程度あるかを表している指標であり、平成25年度以降変動がありますが、水質基準値の範囲内である50%前後で推移しています。また、5ページのグラフ左上A108の消毒副生成物濃度水質基準比率が平成27年度以降数値が悪化していますが、これは平成27年度から消毒副生成物水質基準が7倍厳しくなったことにより、数値が高くなっております。主な指標をご説明しましたが、その他の項目も含めて『安全』に関する指標をまとめたものが3ページになります。レーダーチャートは、類似事業体の平成27年度の指標の平均値と、加古川市の平成22年度と平成27年度の数値を偏差値で表したものです。チャートが黒い太線よりも外に出ていると類似事業体より優れており、反対に黒い太線よりも中に入っているというようになります。その下の分析結果は、数値が悪化している項目もしくは改善しているが類似事業体より数値が劣っている項目が「要観察」として黄色で整理されています。また、類似事業体より劣っており、なおかつ数値が改善していない項目と悪化している項目が「要改善」としてピンク色で整理されています。青色で整理されている項目は、類似事業体より優れていて、数値が横ばいもしくはさらに良い方向へ推移している状態です。つまり、青色に記載された項目は現在の状態を維持しつつ、黄色とピンク色に記載された項目は数値の改善が求められています。『安全』の区分で、「要改善」としてあがってきている項目は、カビ臭物質濃度と消毒副生成物濃度になります。加古川市の場合は、主に中西条浄水場で加古川から取水した水をきれいにして、市内の約8割の世帯に水を

送っています。川の水の中にはカビ臭の原因となる物質が含まれており、また塩素による消毒処理をした際に、副生成物が発生します。浄水場ではこれまでも取水した水の状態に応じた浄水処理を行ってきましたが、今後は水質監視の体制を強化し、きめ細かな対策を行うことで、より質の高い水道水をお届けするための努力が必要です。

次に『強靱』に関するP Iの分析結果について、見ていきたいと思えます。8ページをご覧ください。グラフ左上 B502 の法定耐用年数超過設備率は、浄水場や水源地などに設置されている法定耐用年数が 10 年から 15 年である電気設備や機械設備がどの程度耐用年数を超えているかを表している指標です。なお、浄水場や水源地の古くなった設備については順次更新しており、平成 28 年度は数値が改善しています。その隣の B503 法定耐用年数超過管路率は、全ての水道管の延長に占める法定耐用年数の 40 年を超える水道管の割合を表している指標です。類似事業体より値は低く良好ですが、徐々に数値が高くなり悪化しています。これは水道管を更新するペースよりも古くなるペースが速いため、数値が高くなってきております。さらにその左下 B504 管路の更新率では、全ての水道管の延長のうち、当該年度に更新した延長の割合を表しています。平成 28 年度は数値が伸び、改善しておりますが、1%ですので全ての管を更新するのに 100 年を要してしまいます。管路の更新については、ペースアップが求められています。続きまして 9 ページをご覧ください。グラフ右上 B602 浄水施設の耐震化率と左下 B604 配水池の耐震化率、これらの指標は浄水施設と配水施設の耐震化能力を表す指標です。類似事業体に比べ数値が低くなっており、一見耐震化が進んでいないように思われますが、浄水場は平成 24 年度から平成 30 年度にかけて主要施設である浄水施設の耐震工事を実施しています。さらに、その他の施設・設備に関しても随時更新を行っております。なお、中西条浄水場では整備と更新に要する費用総額のうち、金額に換算しますと平成 29 年度末時点で約 62%の進捗率となっております。また、配水池についても、配水池容量の大きい福留配水池の耐震化工事の設計業務を今年度実施しており、工事完了後は数値が高くなる見込みです。主な指標をご説明しましたが、その他の項目も含めて『強靱』に関する指標をまとめたものが 7 ページになります。『強靱』では、「要改善」にあがっている項目はありませんが、「要観察」の項目に管路の更新率や浄水施設の耐震化率などがあがってきております。今後予想される南海トラフ地震などの自然災害に備え、管路・施設の更新と耐震化を進めていく必要があります。

次に『持続』に関するP Iの分析結果について、見ていきたいと思えます。『持続』は主に経営に関する指標が分析項目となっております。12 ページをご覧ください。グラフ右上の C108 給水収益に対する職員給与費の割合は、職員給与費を水道料金で割った値になります。数値が低いほど職員数が少ない状態ですが、過度に低い

と職員数が少なすぎるということが言えます。13 ページをご覧ください。グラフ左上の B110 の漏水率は、類似事業体と比べて低い値となっており、効率的な給水ができています。14 ページをご覧ください。C113 料金回収率は、供給単価を給水原価で割った値です。加古川市の場合は、1 立方メートルあたりの料金回収単価と水をつくる単価がほぼ同額ですので、バランスのとれた経営ができています。15 ページをご覧ください。グラフ左の C119 自己資本構成比率は、負債の多寡を表す指標です。平成 25 年度から数値が悪化しておりますが、浄水場の耐震化工事や配水池の更新工事に伴って借金である企業債を借り入れた結果、負債が増えてきたため数値が悪化しています。

主な指標をご説明しましたが、その他の項目も含めて『持続』に関する指標をまとめたものが 11 ページになります。「要改善」としてあがってきている項目は、自己資本構成比率と供給単価です。どちらの指標も財務面での健全性を測るものであるため、今後水道料金の減収など財政状況が悪化してくれば、料金改定も検討していく必要があると思われます。

以上が P I による現状と課題になります。

次に、数値に表すことができない定性的課題を各担当課からの回答をもとに課題を分析していきます。16 ページをご覧ください。16 ページから 22 ページまでは、『安全』『強靱』『持続』の 3 つの区分で水道事業を担当する 3 つの所属（経営管理課・施設課・配水課）に現在の状況と課題を回答してもらい、取りまとめたものを表にまとめております。

まず、『安全』の区分です。16 ページ一番上の水安全計画については、現時点では策定できておりません。水安全計画とは、水源から給水栓に至る全ての段階において、食品の衛生管理方式である HACCP（ハサップ・Hazard Analysis and Critical Control Point）の考え方を取り入れた危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築するための計画です。現在、早期の完成を目指し、策定作業を進めているところです。

次に、『強靱』の区分では、管路・施設の老朽化対策が課題となってきます。18 ページの中段をご覧ください。先ほど、老朽化した管路が増えつつあるということ、更新率 1% のペースでいきますと、市内全水道管の更新に 100 年を要することはお説明いたしました。また、後ほど触れますが、水道管の法定耐用年数である 40 年で水道管を更新しようとする、かなりの費用が短期間に集中します。そこで、現在の水道管の材質向上や埋設している地盤条件によっては、法定耐用年数 40 年を超えても問題なく使用できる可能性が高いため、更新費用をできるだけ抑え、平準化が図れるよう加古川市独自の更新基準を定めたいと、水道管の更新を進めていく予定です。また、施設については、主要な施設である中西条浄水場は着

実に更新工事を進めており、今後は規模の小さい施設の更新・耐震化を進めていかなければなりません。しかし、規模が小さいために敷地も狭く、新たな施設を建設して切り替えるという方法が取りにくいいため、どのような手順で工事を進めていくのか、その検討に時間を要すると思われます。次に、19 ページをご覧ください。災害への備えとして、現在、被災した場合においてもできるだけ短期間で業務を復旧し再開するため、「BCP」という計画を策定中です。ほぼ完成しており、今後は策定した計画に基づき、訓練などを行いながら、いざという時への備えを充実させていく必要があります。

最後に『持続』の区分ですが、21 ページをご覧ください。P I の分析では、「ヒト」に関しては水道業務平均経験年数がありましたが、指標に表れにくい内容のため、事業担当課の回答をもとに整理をしていきます。職員数は平成 20 年度では水道事業で 68 人の職員がいましたが、平成 30 年度では 49 人（正規職員ベース）で、19 人も職員が減少しています。また、経験豊富な職員の退職により、技術の継承も課題となっております。経験年数に応じた研修と外部機関での研修に職員を積極的に派遣し、人材育成に取り組んでいますが、市長部局への人事異動もあり、思いどおりにいかない場合もあります。

以上、P I と水道事業担当課からの回答をもとに現状と課題を整理しました。

会 長：ありがとうございます。定量・定性ということで、水道統計で頭がいっぱいになったのですが、定量でいったん質問を受け付けようかと思ったのですが、定性も含めて現状というところまで説明をいただきました。ご質問があれば、あるいはご意見があればと思います。数字が色々多かったのでありますが全体的に見て、先ほどのおっしゃっていただいた類似事業体数ですが、私個人的に思ったのが 7 つ 8 つの自治体の平均値。7 つですか。

事務局：そうです。

会 長：これで偏差値を出すことにどの程度意義があるのかと気になったのですが、それはどうですか。

事務局：平均値を出しまして、加古川市として平均と比べてどのような立場になるのかと客観的に把握することを目的としております。

会 長：偏差値というのはある程度たくさん件数があって標準偏差みたいな物が得られる前提で考えるのですが、7 件だと果たしてそれが偏差値の中でどの程度活用できるのかと気になったのですが、他の自治体でも同様に行われているのでしょうか。

事務局：他市のビジョンを見ておりますと、P I の比較をしている場合もありますし、分布図みたいな、全体的な規模の小さいところから大きなところまでどういった傾向にあるか載せている自治体もありました。

会 長：良いのか悪いのかと言うと、普通。どうなのですかね。数字だけを見ると。

事務局：良い面もありますし、悪い面も出てくるのかなど。

会 長：中々数字をぱっと見てですね、これがどの程度なのかと。偏差値にされていますが、50 で平均ですよ。平均が 50 でその 50 をどのように見れば良いのか。このチャート図が偏差値ですから、50 が平均で、この 50 に対してどの程度凸凹あるのかと見るのが一番良いでしょうか。見方としては。

事務局：そうですね。

会 長：見方が難しいですよ、このような数値は。いかがでしょうか、何かご質問があれば。ご意見も含めて。定性的なところは、各担当課からいただいたご意見ということでございます。

委 員：会長のお話の捕捉となりますが、確かに、偏差値を出すということは、要は 50 プラス自分の所から他市の平均を引いて 2 で割る、そういう計算方式を使っているのであるならば、そこには若干意味があるのか無いのかということ、私の中では意味があると言い難い、というのが印象です。尚且つ、次のページから平均値と中央値を拝見します限りでは、平均と中央に若干差がある。平均の方がほとんどですよ、P 4 の A102 の比率が、先ほど具体的に説明があったのですが、他市の平均が 35.7、しかし中央値が 30.0、ということであれば、要はどこかの自治体、どこかの団体の数値がすごく悪い可能性がある。中央値を見たらそれよりも低い、という状況を見た場合、思いのほか同じように給水人口 20 万～30 万そして水源種別も表流水と書いてあるのですが、それでも中ではかなり分散があるのではないかと、データ上分散があるのではないかと、若干平均と中央だけでもデータを見る限り分かってしまう。しかもその時に平均を採用しているのであるならば、過小評価をしている可能性があるのではないかと、が、推測なのですから読み取れてしまう。むしろこの安全性を見ていくのであるならば、A102 を例に出すならば、最低限基準値を守って欲しい、それに対してどうなのか、という議論であれば、場合によっては生命とかそういった危機を脅かすものに対してすごく危険リスクが高まっている、そのような解釈ならばまだ納得します。確かに安全性に問題があるのではないかと、けれども他市との比較であるならばリスク度合いとは違うものですよね。結局、他市も同じように危なかったら全員が危なくなる、そういった状況になってしまうので、その視点から考えたほうが良いのでは、最初会長が冒頭におっしゃった偏差値がどのような意味があるのか、意義を御市の方でこれがあるからこれを使ったのですという根拠があれば良いですが、他の団体もやっているということであれば、他の団体も同じような問題を抱えている、で終わってしまうと思います。その辺りが気になりました。

会 長：ありがとうございます。先ほど委員がおっしゃったように、ベンチマーク方式であれば明確に分かるのですがそういうわけでもない。件数がこれだけ少なくバラツキが大きければどの程度意味があるのか、ということですが、そういう比較

をして真ん中ぐらいですね、というのでは果たして現状の分析として本当に良かったのか、私も似たような感想を持ったものですから同じことを申し上げました。ありがとうございました。他に何かいかがでしょうか、ご質問等ございますでしょうか。定性的なところでも結構ですけれども、現状と問題点を分析していただいておりますので。政策的なところも含めて、質問があればと思いますので、ご質問等あればお願いします。

委員：先ほどのご意見に対してどうされる、というような事をお尋ねしたいのですが。

会長：私も疑問というか質問もありましたし、委員からもベンチマークでないのに意味はあるのか、ということもあったわけですが、いかがでしょうか。

事務局：確かに問題点としましては、この比較自体が表流水を中心に取扱っている自治体ということで抽出しますと、どうしても同じようなレベルで表流水という抽出の仕方をしてしまうと、限定された数値になってしまうということがございます。それ以外に例えば井戸を中心に行っているような自治体と比較してどうなるのか、ということもありますので、我々としては抽出の要件がある程度比較するに当たっての抽出要件になったというのがありますが、余りにも数が少なすぎる場所も確かにありますし、その数が少ない中でその数字自体が本来あるべきものなのかどうか、形が見えてくるのかどうか、と言われますと、確かにその分については分かりにくいと思います。実際には全国各地の全自治体がこのPIを用いて評価をしておりますので、例えば全国規模の中で、同一規模で区分されている数値があると思います。そうしますと抽出要件、対象要件というのは人口規模等になってしまうかもしれないですが、かなりの団体が対象団体になりますので、ある程度の比較の数値としては良くなるのかなとは思いますが、ただし、その数値自体がどのような意味を持つのか、ということに関しては検討させていただかないと、すぐにはお答えできないと思います。

会長：今は相対評価しかとっていませんから、相対的に良くなるという方向でビジョンを考えていかなければいけない。ただ、ビジョンと考えた時に相対的に良くなるのでビジョンと言えるかどうか、というところが確かにあって、やはり目標値がこういうところにあって初めてビジョンが出てくる。ですが、今回は現状の分析に対しての「かくあるべき論」というのが特にあるわけではなく、それと比較してこういう目標にしたけれども実際にはこうです、だからこれを達成するためにこういう努力をします、というのがビジョンで分かりやすいのですけれど、今のところ類似したところでは平均はこうです、と。我が市はこれぐらいです、と。この差をこういう風に上げていきますという相対的な分析をしているということではビジョンを作る、という考え方自体にもしかしたら影響するかもしれない。先ほどお答えいただいた目標値を持たせるという考え方で現状分析するわけでは、今のところない、と。あくまでも相対的に、類似と比べてみて相対的な位置を上

げていく、と。このような考え方でよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

事務局：中西条の浄水場で、日々、川の水で水道水を作っております。この7つの事業体は東北の事業体が4つ入っております、その面では非常に不利なグループに入っており、東北の方は水が良いだろうなど。比較して高い低いというと私たちは不利かなという気がしたのですが、おっしゃるとおり西の方、広島とか福岡とかの自治体と比べるといい勝負が出来るのではないかと。比較の中で良い悪いというのはどうかというご意見がありましたが、このP I という A102 の最大カビ臭物質濃度ですが、これは1年間測定をして年24回の測定をやる中で一番悪い数値を使うのがこの指標なのです。ですので、これをもって中西条の実力とするとそうではないのではないかと。360日ぐらいは本当に問題の無い水を送っているのですけれど、こういうのは天候に影響を受けて長い間雨が降らない期間があると、カビ臭物質は藻・藻類を原因として発生するものなので、そういう期間が長いとこういうことがある、ということです。相対評価で良い悪いというのは置いて、中西条にはこういう弱点がある、という認識は持っております、やはり日々こういう事が無いように水質監視を続けて、少しでも水質が悪化するような兆候があればそれに対して対応していく、と。これからそういうところを強化して、と考えておりますので、今後ビジョンを考えていく中で加古川市の上下水道局としてはきちっと対応していかなければならないメニューの一つだと考えております。その中でカビ臭や消毒副生物をこれからも見ていくことについては間違いないと考えております。

会長：ありがとうございます。弱点克服型のビジョンを考えなければいけないということだと思うのですが、どうでしょうか。

委員：大変だということは分かるのですが、例えば A102 の図を見ますと、全て増加しているとか、あるいは減少しているとかそういう傾向では見えない努力をされていると思うのですが、例えば平成23年・24年は0ですよ。その年は非常に良かったというか、そうであれば平成23年・24年から増えているのはなぜなのかということで、これが増えないようにとのことで、もう4年も経っているので、増えない施策というか対策をやったでしょう、ということをおらはここから見たいですね。平成23年・24年のような状態を何とかこう継続するにはどうすれば良かったか、その時に理由が、川の上流側で水質が非常に悪くなったというのであればまたその対策が必要だろうと思うのですが、そういったことが書かれていれば非常に分かりやすいと思います。例えば A105 でも、平成23年は周りに比べるとかなり高いですよ。平成26年・27年はまあいいでしょうと。平成23年は高くなったのはなぜなのか、そして対策を講じたからその後小さくなっています、と説明が聞ければ、おらは、なるほど、と思いますね。後のグラフも全て同じような見

方が出来るかと思います。もちろん相対的なものだと傾向だけ、なぜここだけ増えたのかと。その後は対策をこうやったから減ったのです、と。というような説明を聞ければ、市民の方も納得されると思いますね。だから要は、絶対値というか基準値があって、その基準値に対して今危ないんです、とか、ボーダーなんです、とか、だんだん増えていっています、とか、効果が出て来ました、とかいう説明の方が、これももちろん良いと思うのですが、そういうのが得られて初めて、市民の方は納得されるのではないかな、と思います。

会 長：現状の認識をどのように把握するかという部分が無いといけないので、現状の認識がこれだけでは分析として十分でないかなと。

委 員：他のグラフも大体そのような感じだと思います。ついでに言わせてもらいますと、後ろの各種対応状況表という定性的項目の部分も、ぱっと見た感じ黄色の項目が多いですね。このままではもうだめなんです、という感じに私には見えてしまいます。青いところは対策を講じました、講じた後の状況を見ています、という事であれば良いのですが、黄色い項目が多いというのは、これはもう。今まで長期計画かあるいは10ヶ年計画とか5ヶ年計画を立ててこられたと思うんですけども、その立てた効果が出てきたとか、そのようなものが教えて欲しいなという気がしますね。

会 長：ありがとうございます。後半部分の定性的なところで何か事務局からお答えがあれば。ぱっと見た印象で黄色が多いということは、中にはすぐには無理だなというものもあるわけですね。例えばP.18の設備台帳整備状況というのは更新されたのに現状に合致していない、と。対応が必要と書いてあるけれども、これはどうするの、と。よく見ると記録が抜けているとか、これだと今から整備しようと思ったら大変ですね、という話ですね。だから確かに、おっしゃるとおり定性的な文書をしっかり読んでみると黄色が多いと大丈夫なのと委員がおっしゃったところがあると思います。何かお考えやご回答があればいただきたいと思います。もちろんぱっと見て出来るもの入っていますし、出来るものも入っていると思うのですが、台帳なんかで記録が抜けているというのは、どうするのか、というイメージなので、そのような聞き方をしましたけれども。

委 員：すみません。例えば今まで5ヶ年計画とか恐らくは立てられたと思うのですが、その時に5ヶ年経ってどうでしたか、という達成度や達成項目・達成状況をお作りになっていると思うのですが、そこで見直しや修正がかかるのですよね。耐震管の更新状況にしても、一気にやってしまうともちろんお金もかかるが、一気にやってそのまた50年たったらまたですから、出来るだけ各年度であまり凸凹のないような計画がなされるはずだろうと思うのです。それを今までやられた結果こうなっているのがちょっと教えていただけたらと思うのですが。水質に関してもそうですが。

事務局：耐震管につきましては、委員がおっしゃるとおり更新計画があり、計画数値に則って行ってきましたが、その結果がこの状態なのです。現在は計画目標値を達成できていないということで、新たにどうしたらより目標を達成できるか、例えば今まででしたら管の口径の大小関係なく古い分から更新していたのですが、口径が大きいものが災害時に影響が大きいですからこれを優先してやっています。出来る量が限られていますから、これだけの延長なので1年で何十キロも、というのはまず無理です。その中で対策はやはり優先管、これをまず行ってそれから細かくしていこう、ということです。前の目標があるのですが、それが十分に達成できていない、というのが現状です。

事務局：現状の課題を分析したもののなので、論理的にはかなり引っかかるところがあります。これはどうなの、という話になってしまうのですが。

委員：そうです。成功した部分もあると思うのです。そういったものも、もちろん。

事務局：申しましたとおり、何もしていないのか、といえば、向こう10年の中期事業計画というものに基づいて、管路の更新であるとか施設の設備更新をしております、それをローリングしている訳なのです。ただ、今回のビジョンの見直しで次の10年は何を指すのか、という話で、まず現状を分析したらなお足らない部分が出てきた。管路や施設についての老朽度合いというのは、高度経済成長期に作っていますので、それがちょうど40年で一気に老朽化した、という今まさにピークに差し掛かっていますから、毎年更新しても老朽化が上回る、と。ではどうするのか、というのが次になってくる話です。例えば40年というのは、地方公営企業法の資産としての固定資産の経年に対してのもので、現実に掘り起こせば例えば良質の土壌であったり埋設状況が良ければもっと使える、というのが、日本協や先進自治体である程度分かっていますので、40年で更新するという計画自体がもうすでに無理なので、今の状態で一番効率のよい更新需要の年数であるとか、逆に言えばサイズであるとか、新たな計画または工夫が必要があって、次にどうしていくのか、をこれから検討していくので、今の計画のままでは無理だという結論しか出ないので、それでは駄目ですよ、というお話だと思います。

委員：そうですね。

会長：計画をどのようにされているか少し気になったのですが、それについては先ほどありましたように計画どおりになかなか行っていないという現状にある、という把握をされている、と。詳細についてはこれに書かれているとおりだということだろうと思いますけれど。何かありますか。

委員：今おっしゃっていただいた内容が、結局のところこの資料をもって最終的には水道ビジョン、下水道ビジョンといった最終案報告の一部として挟まれてくる内容ですよ。おっしゃった内容がこの資料から読み取れなくてはいけないのですよね。それが出来ているかどうか、というのが一つ。正直、単に相対的に比較する

のは良いのですが、せっかく精密にやっていただいたのは良いのですがおっしゃる内容をここから読み取るのは、難しい。今おっしゃった内容を資料として出していただければすごくありがたいというのが、今聞いていて率直な意見です。もう一つ、先ほど説明していただいた内容の中で、表流水が他の基準、やり方と比べた場合に若干難しくそれに尚且つ7団体の中でもすごく不利だとおっしゃっていただきました。ということは、言い換えるのならばP.3各事業体平均、これはあくまでも表流水の平均なのです、しかし、他の方式、水源種別であれば実はこちらの方はとても厳しいのです、と。そのような種別別のも一つ入れ込んで、尚且つ水源種別の中でも7市の中で我々はとても頑張っています、というような物が出てくる状況でないと、おっしゃっている内容がもし単にシンプルに比べてしまうと「良くないですね」で収まってしまうのですが、実は補足事項を聞いてみますと、その点をまったく読み取れないではないですか。その辺りA102ひとつとっても、実は最悪の数値であって年間でも一番悪い数値だけれども実際には他は全然改善しています、このようなことはないのです、ということが分かったら「そんなに命に係わることはないですね」という認識になると思います。事務局が言いたい内容は果たしてこのデータなのかな、という印象を受けてしまいました。

事務局：今回出している課題の抽出はある意味そこなので、今おっしゃられたことは、次回具体的な施策の中で課題をとらえて、もう少し突っ込んでこういう方策を考えていきましょうか、という形で進めたいと思います。今までの説明はあくまで課題で、ビジョンを作るにあたって、今後10年の課題を抽出している、と。良い評価を書きたいのですが、ここにあまり書いてしまうと、その次へのステップで差を埋めて行くのがビジョンですから、そういった考え方で遠慮気味に書いた、というところもあります。

会長：現状把握ということで委員が言われたのは、分析の仕方にもう少し工夫があるだろう、ということ。それから定性的なものに対する計画目標値との違いがどうか、という所を明確に書かれた方が良い、といったところがあったと思います。他に、ご意見ご質問はございますか。時間もございませんので、次のビジョンに関わります、将来のことも含めてご説明をいただいて、その後ご議論いただきたいと思います。では、事務局からご説明をお願いします。

事務局：続いて、今後の水道事業の将来環境についてご説明いたします。資料3をご覧ください。前回の運営審議会におきまして、将来の人口予測については国立社会保障・人口問題研究所の公表人口を採用するとご説明しましたが、平成30年3月に新たな予測人口が社人研より発表されました。前回の審議会では、平成25年3月に公表された人口をもとに給水人口と有収水量を推計していましたが、新たに公

表された人口をもとに再度給水人口と有収水量を見直ししております。新たな給水人口は、1ページ中央の表をご覧ください。前回の審議会と比較しますと、ビジョンの中間年度である平成35年度では、約25万6千人で約8千人の増加、ビジョンの最終年度である平成40年度では約25万1千人で約1万人の増加となっております。2ページをご覧くださいと、新たな給水人口をもとにした有収水量を推計しております。前回の審議会と比較しますと、ビジョンの中間年度である平成35年度では、約2,580万立方メートルで約60万立方メートルの増加、ビジョンの最終年度である平成40年度では約2,530万立方メートルで約80万立方メートルの増加、となっております。グラフを見ていただければおわかりになりますが、人口が上方修正になったことにより、有収水量も増加する見込みです。2ページのグラフの下には平成29年度決算の状況を記載しておりますが、給水人口が平成29年度末で約25万7千人となっており、1ページの給水人口の予測の平成35年度見込みの人口に近い数字となっております。新たな人口予測に基づけば、水量が増加する見込みですが、予想以上に人口減少が進んでおり、決して楽観できる状況には無いと言えます。

続きまして、今後の更新需要についてご説明いたします。更新需要とは、現在保有する資産を更新する場合の費用を算出したものです。3ページをご覧ください。上段のグラフは、浄水場・水源地などの施設建設に要した費用を年度ごとに整理したものです。施設は、複数年かけて建設するため、完成時に金額が大きく増加します。下段のグラフは、水道管の整備延長を年度ごとに整理したものです。水道管については2つのピークがあり、現在は第1次整備時の水道管が老朽化しており、現在更新工事を本格的に行っております。次に4ページをご覧ください。

4ページは、現在埋設されている水道管約1,100キロを全く更新しなかった場合に、健全度がどのように推移するかをグラフにしています。青色で示しているのは、法定耐用年数である40年以下の健全な管路です。黄色で示しているのは、埋設してから40年以上60年未満の管路です。赤色で示しているのは、埋設してから60年以上を経過する管路です。年数が経過するにつれて、健全管路の割合が減り、老朽化管路の割合が増えていくことがおわかりになると思います。このような状況にならないよう、順次更新工事を行っていく必要があります。次に5ページをご覧ください。5ページは浄水場や水源地などの構造物や設備を法定耐用年数で更新する場合に必要な金額をグラフにしています。構造物や設備の法定耐用年数については5年～75年と幅があります。同じように水道管を40年の法定耐用年数で更新するとした場合にかかる費用を6ページでグラフにしています。管路は整備のピークが2回あったように、更新のピークも2回あります。施設と管路ともに更新のピークが特定の時期に集中しており、グラフどおりに工事を実施するのは、お金の面でも人員の面でも現実的ではありません。そこで、業務量

と費用を平準化しつつ、現行の水道料金で事業が運営可能かどうかを検証するアセットマネジメント計画を策定中です。平成31年度以降は、新たに策定したアセットマネジメント計画をもとに、更新工事を実施する予定です。また、7ページは、今年2月に作成した平成39年度までの最新の財政収支見通しを添付していません。上段の表の上から2行目の水道料金ですが、水需要の減少により徐々に減収していく見込みです。上段表の一番下の黒字額も、赤字にはならないものの徐々に減っていく見込みです。このように財政的にも今後厳しい状況が訪れるものと思われまます。なお、7ページの財政推計は、社人研の旧の人口予測をもとに有収水量と水道料金を計算しています。従いまして、新たな人口予測をもとに有収水量と水道料金を計算すれば、7ページの財政推計よりも水道料金は多く入ってくる見込みです。しかし、今後の傾向としましては、水道料金の減収は避けて通れないものと思われまます。

ここまで「現状と課題」と「将来の事業環境」についてご説明しましたが、加古川市水道事業における課題を8ページに整理しました。『安全』の区分では、P Iよりカビ臭物質濃度と消毒副生成物濃度という水道水の品質に関する課題があがっています。『強靱』の区分では、P Iと担当課からの回答、ともに管路・建物・設備の耐震化と老朽化への対策として計画的な更新に関する項目が、ハード整備に関する課題としてあがっています。また、災害時への備えとして、BCPに基づく訓練など、いざという時に備えたソフト面の充実も、今後の課題になります。最後に『持続』ですが、やはり料金収入の減収にどのように対応していくかが課題となります。施設・管路の更新には多額の費用がかかることから、施設規模の適正化を図り、更新費用を抑えながら、場合によっては水道料金の改定を検討していく必要があります。また、水道事業に対するお客さまの理解を深めていただき、信頼関係を築いていくため、今年度から広報活動を積極的に展開していく予定です。担当課から提出のあった課題にはあがっておりませんが、8ページの一覧に課題としてあげております。

以上の課題を踏まえまして、今後10年間の加古川市水道事業のあるべき姿を表現した基本理念と、基本理念を実現するために3つの方針を定めまました。それでは、資料4をご覧ください。加古川市水道事業の将来像といたしまして、加古川市の水道事業は、昭和28年に給水を開始して以来、安全な水道水を供給するという重要な使命を果たして来まました。しかし、節水機器による給水量の減少、ライフスタイルの変化に伴い水需要が減少傾向にある一方、老朽化施設の更新・耐震化などへの多額の設備投資に加え、今後は人口減少という新たな局面を迎え、水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増していきます。そのような厳しい状況を乗り越え、安全な水道水を供給するという重大な使命を途絶えることなく将来へつなげていくため、『時代の変化を乗り越え安全な水を未来へつなぐ』を基本理

念として掲げまして、今後 10 年間の水道事業の運営を行ってまいります。
次に目標と基本施策に付きましてですが、厚生労働省が策定した新水道ビジョンでは、水道の理想像として、『安全』『強靱』『持続』と 3 つの観点で提示しています。加古川の水道ビジョンにおいても、国の 3 つの理想像に沿ってそれぞれの方針を掲げ、事業の運営を行ってまいります。『安全』につきましては、安全で良質な水道水の供給。『強靱』につきましては、危機に強く安定供給ができる水道の構築。『持続』につきましては、信頼される健全な経営。こちらの 3 つの方針を定めて事業を行ってまいります。なお、施策体系を取りまとめたものを P. 3 に載せております。基本理念の骨子、基本理念で 3 つの方針を定めまして、それぞれの方針の下に目標、さらにその下に施策を定めまして事業の運営を行ってまいります。なお、具体的な施策の内容につきましては 8 月下旬の運営審議会で説明させていただく予定にしております。以上です。

会 長：ありがとうございます。いくつか現状につきまして色々な質問が生まれて、続いて将来のところ、現状と将来を踏まえてビジョンが正しいかどうか、あるいはもっと深く考えていけないといけない所はどこか、という所が最後の議論になるかと思えます。色々ご質問もあろうかと思えますので、ご質問を含めてご意見を賜りたいと思えますがいかがでしょうか。将来像は、前の審議会でいただいたものとの違いは、先ほどご説明いただいた人口予測の社人研の部分が違うという事によろしかったでしょうか。

事務局：はい、前回からの変更は社人研の人口が変わっております。

会 長：基本的には人口が減少してきて、施設そのものが段々使われなくなりつつある。一方で、老朽化が進んで、先ほど 40 年更新ではなくてもいいのではないかと、という話も出ましたので、この老朽管をどう捉えるか。あくまでも試算上の老朽化ですから、実際の老朽化とは違いますので、どう捉えるかという課題はあろうかと思えます。それから、もちろん収支の問題というのが非常に大きな問題になっている。そういうことを踏まえたうえで、持続的な水道事業をどう考えるのか。キーワードは 3 つあります、というのはご説明でありましたが、いかがでしょう。

委 員：こういう方針で臨まれるというのは、非常によろしいかと思われるのですが、例えば P. 8 の課題を挙げているのですが、例えば話が出ているカビ臭の、具体的にこれが原因なのです、というのを、今はもう検査されてある程度事例があれば対策も出来る、目途も立っているというようなお話をお聞かせいただきたいのですが。

事務局：カビ臭の対策というのは、活性炭を使ってカビ臭の元となる物質を吸着するという対策になります。中西条浄水場でも活性炭の吸着設備がありまして、原水の変動に合わせて入れるということをするのですが、活性炭は費用がかかるものから、出来れば入れないという状態を作る、今までそれでやってきたのですが、

やはり変動に追いつかない場合が今までもございまして、それによって高くなってしまったことがありました。今後について今考えておりますのは、水質検査を浄水処理に生かすということ、今までその情報があまりよく伝わりにくかった所があったように思いますので、そういうソフト的なところになるのですが、今はハードの能力を増強するということがすぐに出来ないものですから、今ある中でやるためには、そのような改善が必要だと思っております。日々の水質の変動の幅の中で中西条の能力を越えてしまうことがありますとかビ臭が出てしまうということで、超えなければ問題が無い水が送れるということになります。

委員：ということは、今後の対策は何とか出来そうだというお考えなのですね。今の施設で。

事務局：はい。今の施設でやっていくと。

委員：出来そうだと。

事務局：カビ臭の原因になるような河川の中の微生物があるのですが、現在の状況でいえば、活性炭処理施設を旧式ですが持っております。最新ではないのですが。平成28年以前は、活性炭処理施設で活性炭を投入するというのは費用がかかりますしもう一回浄水しなければならぬといった弊害もありますから投入していなかったのですけれども、平成28年ごろに投入基準を作成しまして、活性炭処理をもう少し積極的に投入する方向でしております。平成28年はちょうどその過渡期で数字が少し上がっておりますが、ある程度の改善の兆しはあります。

委員：水質検査の情報から、ある程度できるという目処ができていますと。

事務局：はい。カビ臭に対してはあります。

委員：その下にも消毒副生成物も他所に比べて高いですが、これも高いというようなことでは困るのではないかと思います。市民の方は。本当に高いのであれば、なぜこんなに高いのかと思いますよね。原因の追究、究明は出来ていると。

事務局：消毒副生成物の原因となるのは、前に使った水をもう一度使う、例えば大阪の水は昔臭かった。大阪の水が臭かったというのは有名な話で、琵琶湖で使った水を京都で使って、それをまた大阪で使っていたから水が悪かった。それと同じような感じの所が加古川でもいえるということがあります。

委員：消毒副生成物の物質名をよかったらお教えてください。

事務局：トリハロメタンでありますとか、ハロ酢酸というのも最近基準に追加されているのですけれど、よく言われているのはトリハロメタンです。トリハロメタンは、川の水質が悪化しますと塩素を入れなければ浄水処理が出来ませんので。有機物ですとか、窒素ですとか、リンとかそういうものがあると塩素を入れないときれいな水道水が出来ませんので塩素処理をしないとイケない。それをした時に、同時に出来てしまうのが消毒副生成物です。

委員：トリハロメタンというと、10年も前に大騒ぎをしたと思われるのですが。

事務局：それで対策をして、基準の100%を超えともちろん体に害がある可能性があるということなのですが、基準値以内の数値であれば70年間飲み続けても健康に問題が起きる恐れがないという所が水質基準でありますので、類似団体に対しては高いですけれども、基準値に比べると半分程度におされられております。

委員：十分クリアしているのですね。

事務局：健康被害が起きることは考えておりません。

委員：それであれば、書き方が。

事務局：書き方が確かに。

委員：基準値の

事務局：低いんです。

委員：十分基準値限度を超えていないと。

事務局：おっしゃるとおり相対評価にしてしまうからこういう形になってしまうのです。

委員：これは、少し高くはなってきたはいるが、基準の半分以下であると。

事務局：基準以内なので、飲用には問題ありません。

事務局：おっしゃっているようにP Iは、他の自治体と比べて何の意味があるのか、という話。

委員：比べるのは結構だと思いますが、私が見たらですね、基準値をまさに超えようとしているような印象を受けるわけですよね。

事務局：かなり低い数値で、水質管理はしているのです。ただし、他の類似団体から申しますと私どもは少し高めになっております。それも理由はある程度分かっている部分もありまして。表流水ですけれど下流域ですのでやはり原水の水質が悪い。上流側を見るときれいな水なので塩素をそんなに入れない。

委員：ということはどこかに、流出させているということになってくるわけですか。

事務局：塩素の処理の方法をどこでするとか、活性炭を入れて塩素の消費量を減らすとか、色んな工夫をして抑えて行く努力はしていますので、基準値には収まっています。ただ、他の上流の水を取っている団体に比べたら高いですという話になってしまいます。

委員：ありがとうございました。大体分かりました。その次の管路の更新が進まないとの書き方も、これもですね。

事務局：高度経済成長の時に入れた管がかなりありまして、耐用年数を超えた水道管が年々上昇していることと、実際に布設替えをすれば、お客様に出来るだけ影響の無いような形、長期の断水も出来ませんので、まず大口径の管であれば地下埋設物の位置確認等で時間がかかっている。

委員：文章が。更新が進まない、何とかしてくれ、というように言っている印象を私らは受けます。何とかしたいのだけれど出来ない、という感じを受けるのですが、そうではなくて。

事務局：高度経済成長期というのはどこの自治体にもありますが、特に加古川市では、ベッドタウン化になって人口が急増したのがちょうど 40 年から 50 年前です。その時に入れた設備が一気に更新時期を迎えた。尚且つ下水道の整備を始め出したのが昭和 50 年代ぐらいからですので、その時に下水道管を入れる時に水道管を入れ替えていますので、それも老朽化の兆しがあるということで、ちょうど今、その辺の資産が老朽化に編入されていくような時期にさしかかっています。更新はしているのですが、はるかに老朽化に編入される方が多い。

委員：原因は分かっているということですね。しかし、それを何とかするためにはやはり、各年度ごとの更新を少しずつ増やしていかないと、これはもうだめだと。

事務局：もちろん増やす方向でやっているのですが、今国の方策では DB 方式で例えば面的に一括で発注をすればスピードも多少上がりますので、そういう具体策を考えているところです。

委員：今おっしゃっている内容で、例えば今回の資料 3 の P. 7 で、財政収支を拝見しまして、総収支差引が平成 39 年の将来シミュレーションで 700 万円しか残っていない。しかもその中で資本的収支不足額が 21 億円、結果として残ってくるキャッシュがあまりにも低い。6 億円たらずではないですか。そういった状況を鑑みた場合に、対応策として水道料金をあげて行きましょう、それは分かります。尚且つ今までの 40 年の法定耐用年数ではなく、もう少し持続可能な状況に持っていきましょう、もしそういう意味があるならば、そのシミュレーションが必要だと思うのです。もし、実際に水道料金、こちらに関しましては明らかに他市と比べて低い、それで供給単価を上げていくなれば、大体このくらいの料金であったならば経常収支の黒字はこの程度になって、手元に残るキャッシュは、最低限残さなくてはいけないキャッシュの金額であると思うんですね、それはここまで回復したい、だから供給単価をここまで上げていきましょう、というシミュレーションを出す一方で、40 年の耐用年数からさらに、ある程度の安全性を担保した 50 年なり何なり、それをやった場合に出てくるであろう資本収支予測額が多分改善されると思うので、その辺りを明らかにいくつかのパターンでシミュレーションを出してこない限りは、これはビジョンではないですか。あくまでビジョンですので、将来の一番この加古川市に合った供給単価、尚且つ加古川市に合った持続可能な更新需要の算定方式出すのが多分、こちらのメインの目的の一つだと思いますので、それに合ったような形のシミュレーションを作りたいと思います。

事務局：今、老朽管の更新の基準を作ろうとしております。並行して、老朽管の更新計画であったり、施設の耐震化や更新計画も今年度に並行して行っておりまして、それを総括してアセットマネジメントを秋口までに、ある程度作っていかうと。アセットマネジメントといいますのは、財政収支を含めて更新計画を作っていくものですから、その計画をまず完成させた上でこのビジョンの方に反映させていき

たい、と考えておりますので、今まだ作業中でございます。ですので、そういったシミュレーションですかね、その時点で具体的な施策をこの後に考えていくのですけれども、その時にお示しできるのではないかと考えております。今の段階は現在の現状をP Iという形でしかお示し出来ていませんけれども、そういった形で現状と課題を把握した上で、今の課題を今後どう進めていくのか、という所をまでをお聞きしているということでございます。

委員：おっしゃるように、多分どの団体もそうやってらっしゃると思いますので、そういたしますとP. 8に書かれている、先ほど委員からのご指摘がありました、管路の更新が進まないとか、管路の更新率が低いとか、そういった議論も敢えて伸ばすことによって、更新が進まないという表現ではなくなると思います。逆に、計画的に更新率を維持させます、そういった表現に変わると思いますので、ぜひシミュレーションと合わせて、この表現も変えていった方が良いのではないかと考えます。供給単価も、敢えてこのシミュレーションで行くならば、この金額が加古川市には適切なんです、といったような内容になると思いますので、このP. 8の記載方法もずいぶん変わると思います。ですので、その辺りを上手くビジョンに当てはめていって欲しいと思います。

会長：よろしいでしょうか。他の方の意見も聞きたいので、今、専門の先生方から色々な課題を出していただいたと思います。取りまとめますと、まず一つは現状分析の中でP Iを使っているということで、評価が実態に合っていないのではないかと、つまり、先ほど言ったように更新が進まないとはいうものの、これは計画に対して更新が進まないのかどうか分からない。あるいは供給単価の話も出ましたけれどこれが適切かどうか分からない。他に比べて安いというだけの話で、安いなら上げたらいいではないか、という議論になりかねない。だからその辺りはちゃんとした評価をしないと、このままではそういった評価になりますよ、といったご議論をいただいたと聞いております。その辺りを少し今回のこういう課題を見ているので見直していただかないといけないのですが、各委員の皆様からの何かご意見を賜りたいのと次の資料4のところにある、いわゆる目標のところですね。ここではあくまでも国の理想像にそった形で『安全』、先ほどいったこの安全というのは相対的に今低い。例えば先ほどの東北の上流域のような、そのような水を目指すのが安全なのか。それから『強靱』。今非常に進行が悪い、管の更新が悪いのだけどこれをどんどん進めて行くことが強靱化につながっていくのか、それとも委員がおっしゃられたようにもう少し計画的にやるべきなのか。それから最後の『持続』。料金の話ですね。今安いから上げるべきなのか、こういった方向性がこれではっきり出てくるのですけれども、少なくとも今挙げられている目標の安全だとか強靱だとか持続といった単位というか、こういう考え方で先ほど具体的にこれからもうちょっと、次回までにもう少し、先ほど協議いただいた議論

を含めて、もう少し議論しやすい現状分析が出てくるとと思いますので、それを踏まえてビジョンを作っていく。という方向に転じて行きたいと思うのですが、まだまだご意見をいただいている方からもご意見をいただきたいのですが。すみません。

委員：中西条の所をよく通らせてもらって、よく工事をされているのですが、地面の上に水を張ったり何かしているのもあって、あれは浄化するために水を入れているのですか。ガラガラになっている時もあるし。

事務局：池のところの天日ですか。

委員：天日干しのところ。

事務局：あの部分につきましては、浄水処理をする中で川の水を、先ほども言うておりましたけれど、それを入れてやっていく中で、不純物といいますか、汚泥というものが出てきますので、先ほどいいました天日乾燥床というのですが、そこに持って行って汚泥を天日で乾かしてそれを処理施設に持って行って、処理する形をとっておりますので、それが天日乾燥床といって自然で乾燥をさせる分と、脱水機という設備施設がありまして、この両方でしております。量がかなり出るものですから、天日乾燥床の方ではなく脱水機の方へずっと持って行ってありますので、天日乾燥床の方は時間が乾かすのにかかりますので、乾いた段階で随時していきますので入っているところもあれば、無いところもあります。

委員：ひび割れしているところもあるし雑草が生えているところもありますね。

会長：管理も兼ねているということは、間違いないと思いますので。

委員：大丈夫と思ったら数が増えていますからね。

事務局：全て使っているという訳でもありませんので、雑草が生えたりするのもあります。

会長：せっかくこういったご意見をいただいておりますので、今回3つのキーワードが出ていますが、信頼といいますか、これをどう担保していくのか、という、まさに情報発信を含めて、お聞きされているのかな、と思いました。例えば分析にしても、やはり信頼の置ける分析に基づいて強靱なものを作っていきます、というのがないと、やはり難しいのではないのか、と今日感じた所です。

委員：我々市民としては安全で良質な水道水を供給していただきたいと願っているわけなのです。先ほど、どなたかがおっしゃいましたが、加古川水系の中で下流域にある、下流域になるほど水質が悪くなる、そういう一面があるのかもしれませんが、ちょっと最近よく耳にすることがあるのですが、加古川にお住まいの方は結石患者が多いという話が、ちょこちょこ出てくる。何かそういった原因となるようなことがあるのでしょうか。水質的な話で。

事務局：結石や胆石の患者が多いというのは、よくお問い合わせの電話もいただきます。水質については毎日分析をしております、結石の原因となるカルシウムやマグネシウムといったミネラル分が多いのではないかと懸念をお持ちでお問い合わせ

いただくのですけども、分析をしました結果は、加古川も市川も揖保川も、同じような数値です。なぜ加古川の水を飲んで胆石になるのかというのは、川の水が原因であるとは私は思ってなくて、一つ考えられるのが、昔、県病が粟津にあったのですけど、県病に胆石の名医がいらっしゃって、そこに兵庫県中の胆石患者が集まってきた、という一面も。私の父も実はそこで手術しました。

会 長：事務局の意見だけではなくて、これは兵庫大でも分析をしています。先ほどいったようにいわゆる疫学的調査をして、そういった事実はない、というのは確認しています。

委 員：ありがとうございます。安心いたしました。

事務局：コミュニケーションということで、水道の広報誌を年に1本ほどなのですが、委員がおっしゃられた胆石の話であるとか、まだ誤解されている方がいらっしゃいます。私どもも度々アピールするのですが、水が違うのか、とそういった疑問を解決する他にも、いろいろ施設も分かりやすく広報誌に載せてトピック形式にしていけたら、もう少しご理解もいただけるし、私ども水道事業者と市民利用者の皆様と幅も近くなるのではないかと、思います。そういった形でしていきたいと、思います。

会 長：資料4のP.3にありますように、お客さまとのコミュニケーションと書いてある部分の充実が必要なのだろう、とのご意見だと思います。ということで、今日はいろいろとご意見賜りました。特に現状分析の所の書き方を色々言われました。次回以降修正をしていただきたいのですが、今日いただいた意見というのは基本的に安全な水をどうやって作っていくのか、それから、強靱の体制、先ほどから何度も出ていますように、管路の更新のあり方のようなところ、そしてお金の話も委員に出していただいたのですけれども、水道料金も含めた持続可能な経営体制、この3つがやはり課題だということは、皆様ご理解いただけたと思いますし、ここをビジョンとして肉付けをしていかなければいけない、と。そのためにシミュレーションをちゃんとしていかなければいけない、であったり、分析の仕方も単にPIだけではなくもう少し細かい分析とそれに基づく課題の抽出がある、と。こういったところが今日出されたのかなと思っております。そういった形でよろしいでしょうか。そういう形で今後の方向性は、事務局の提案された『安全』『強靱』『持続』に肉付けをしていくということで、今後進めていきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。特にご意見がなければ。

委 員：先日の神戸新聞に、兵庫県の水道事業のあり方懇話会というのが発表されていましたが、将来的には兵庫県を9つのブロックに分けて、という考え方を県自身では出されているようですが、その分と今回の加古川市の水道の将来ビジョンの整合性というのは、一番最後の『持続』という部分に入れておくべきではないか、と思うのですがどうでしょうか。

事務局：経営視点に立てば、それぞれの団体が経営していくにあたって将来的に行き詰まっています。行き詰ってしまうと料金をかなり上げなくてはならなくなってしまいますので、他市町との連携ですね。ブロック全部で出来るかわかりませんが、近隣も2市2町ございます。近隣との施設の共有化でありますとか、そういった広域化はの中で検討をしております。そうしないと経営自体が成り立たない状態になります。県のいう、まるまるブロック全部をくっつけるか、というと、中々難しいところもございますので、近隣市町と連携を取りまして、出来ることから進めようと考えております。

会 長：基本的に上下水道は本来、いわゆる広域自治体ではなく基礎的自治体がやるべきものなのですが、最近では健康保険、国民健康保険も市町村がこれから厳しくなっているという中で、先ほど委員がおっしゃったように、県の役割が大きくなるのではないかと、という話は当然出てきているのですが、上下水はすぐにはくっつくのは難しいかな、というのが本音ではあると思います。ただ今のところは、安心のためにもしっかり協定を結ぶというのが今の前提で、人口が特に極端に減少するところは先ほど言ったブロックを分けてやる、といった方向もないだろうと思うのですけれども、ただおっしゃったようにビジョンの中で見て行かないといけませんので次回以降その資料があれば、よろしいでしょうか。

委 員：よろしいでしょうか。

会 長：どうぞ。

委 員：蛇口ひねって出てきたその水道水は飲んでも大丈夫なんですか。

事務局：まったく問題ありません。大丈夫です。

委 員：においがしていたように思うから。

事務局：カルキ消毒ですね。水道水ですから、ちょっと置いていただけたらカルキも抜けます。

委 員：子供達が公園で遊んだときにピュー、と出るようなあれでも飲んでも大丈夫なのですか。

事務局：まったく問題ないです。飲めないような水道を私たち供給者は供給できませんので。それは安心して飲んでいただけたら結構です。

会 長：ありがとうございました。いろいろなご意見を賜りました。信頼がないとこの事業は成り立ちませんので。先ほど言ったように、なぜ基礎的自治体かということ、信頼を醸成していく部分を本来基礎的自治体は住民の生命と安全を守っている一番の要なのだ、というところがあったと記憶しておりますので、そういう意味で今後も持続的な上下水道運営事業を進めていくためにも、今日言われました点を含めて、次回以降にきちんとした分析を出していただいて。それに基づいて肉付けをしていきたいと思っております。

4 閉会